

出産子育て世帯応援金の支給申請される前に 必ずお読みください。

次の【誓約・同意事項】に同意のうえ、申請をしてください。

【誓約・同意事項】

- (1) 弥彦村新型コロナウイルス感染症対策出産子育て世帯応援金の支給要件（令和2年4月28日～令和3年3月31日に生まれた児童を養育している者、令和3年3月31日までに妊娠届を提出した者、又は令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出産を目的に里帰りした者のいずれか）に該当します。
- (2) 弥彦村新型コロナウイルス感染症対策出産子育て世帯応援金と同様の給付金を他市区町村で受給していません（受給見込みでもありません）。

同様の給付金とは、

- 国の特別定額給付金の対象外となった令和2年4月28日以降に生まれた児童に対し給付金の支給行うもの
- 妊婦に対し給付金の支給を行うもの

- (3) 弥彦村新型コロナウイルス感染症対策出産子育て世帯応援金の支給要件の該当性等を審査等するため、弥彦村が必要な情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、弥彦村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 弥彦村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、弥彦村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、弥彦村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後新型コロナウイルス感染症対策出産子育て世帯応援金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、新型コロナウイルス感染症対策出産子育て世帯応援金を返還します。